# さいたま市スタートアップ実証実験支援業務　募集要項

## 1．事業概要

### (1)　目的

本事業は、スタートアップと行政がそれぞれの強みを持ち寄り、共創により社会課題の解決や新たな市民サービスの創出を目指すものです。スタートアップにとっては、人口約 130 万人を擁するさいたま市をフィールドに、自社技術やサービスの有効性を検証し、事業化・社会実装につなげる機会となります。

また、さいたま市は、本事業を通じて多様な挑戦を受け入れ、新たな価値を共に生み出す「実証・共創都市」の実現を目指します。スタートアップ、企業、市民、行政が連携することで、実証から社会実装へとつながるエコシステムを形成し、イノベーションの創出を推進します。

### (2)　内容

さいたま市が抱える行政課題や地域課題に対し、スタートアップ等の革新的な技術やサービスを活用した実証実験プロジェクトを全国から募集します。

採択されたプロジェクトには、課題を所管する部署と連携した実証フィールドの提供、関係機関との調整、広報支援に加え、実証実験に係る経費の一部を支援します。

スタートアップには、本事業での実証実験を通じてサービスや技術の有効性を検証するとともに、事業化や社会実装、さらには他自治体や民間市場への展開につなげていただくことを期待しています。

## 2．募集内容

### (1)　募集対象

応募対象は、国内に事業所を有し、革新的な技術、サービス又はビジネスモデルを活用して、新たな事業展開に取り組み、事業成長を志向するスタートアップ等（第二創業を含む。）とします。なお、事業所の所在地は市内外を問いません。

### (2)　応募資格

次に掲げる事項をすべて満たす事業者は、どなたでも応募することが可能です。

ただし、個人での応募は不可とします（個人事業主は可)。

（1）実証実験を的確に遂行する組織、人員等を備えていること。

（2）実証実験を的確に遂行するに足る技術的能力及び管理能力を有すること。

（3）法令等もしくは公序良俗に反していない、もしくは反する恐れがないこと。

（4）会社再生法に係る更生手続きの申し立てや民事再生法に係る再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。

（5）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。

（6）採択決定までに、日本国内に居住している又は居住する予定である者。また、外国籍の者については、日本における滞在及び就労要件を満たしていること。

(3)ガバメントピッチイベントの開催

応募を検討しているスタートアップ等を対象に、さいたま市が抱える行政課題・地域課題や期待する提案内容について、市職員が直接説明するガバメントピッチイベントを開催します。

**開催概要**

- 日時：令和 8 年 9 月 29 日（火）15 時 00 分～17 時 00 分
- 会場：渋沢 MIX
- 内容：
    - 各担当部署による課題説明
    - 実証実験テーマの詳細紹介
    - 質疑応答
    - 交流・ネットワーキング

※参加は任意ですが、提案内容の検討にあたり積極的な参加を推奨します

※イベントへの参加は審査には影響しません。

※開催方法や参加申込方法については別途ホームページに掲載します。

3．募集テーマ

(1)　都市局交通政策部交通政策課

①グリーンスローモビリティの乗車頻度や乗降位置、利用実績等の取得　～利用実態の見える化～

②グリーンスローモビリティの運転データの取得　～安全運転の見える化～

(2)　経済局商工観光部地域活性化推進課

さいたま市と創る未来の市民サービス～市民アプリを活用した官民共創～

(3)　都市局都市計画部都市計画課

①災害に強いまちづくりの推進～楽しみながら学び、備える防災意識向上の仕組みづくり～

②まちづくり DX の推進～3D 都市モデルを活用した行政・都市課題解決の実証～

(4)　経済局農業政策部見沼グリーンセンター

スマート技術で支える持続可能な都市近郊農業の実現～病害虫防除作業の省力化と効率化を目指して～

(5)　福祉局長寿応援部高齢福祉課セカンドライフ支援センター

高齢者の好きを活かした新たな見守り・つながりづくり

(6)　その他、さいたま市の地域課題・行政課題解決に資するテーマ（自由設定）

4．実証実験の実施期間

令和 8 年 11 月中旬から令和 9 年 2 月末まで

※上記期間内にて、採択後に提案者と協議の上決定します。

5．実証実験開始までの流れ

(1)　応募手続き

本事業に応募される方は、以下 2 点の手続きを完了してください。

手続き①　参加意向表明

参加意向表明登録フォーム（https://forms.cloud.microsoft/e/rR9WEvZzrR）にアクセスし、必要事項を記入の上、令和 8 年 10 月 2 日（金）17 時 30 分までに登録を完了してください。

手続き②　事業提案書の作成・提出

参加意向表明登録フォームに記入したメールアドレス宛に、2 営業日程度で事務局から事業提案書の様式を送付します。

事業提案書様式に必要事項を記入して、令和 8 年 10 月 9 日（金）17 時 30 分までに下記の提出先まで、E メールで事務局へ提出してください。

スタートアップ実証実験支援業務事務局（有限責任監査法人トーマツ）
E-mail：saitamacity-startupsupport@tohmatsu.co.jp
（さいたま市は、本事業の応募受付に係る業務を有限責任監査法人トーマツに委託しています。）

(2)　面談

事業提案書を提出した企業と事務局と面談にて、実証フィールドに関するヒアリングを実施します。

(3)　審査

①　一次審査（書類）

一次審査は書類で行います。審査を行うにあたり、事務局より事前に内容の確認を行う場合があります。

選考基準は下記のとおりです。

「社会性」「新規性・独自性」「成長性」「実現可能性」「実行力」「さいたま市で実

証実験を行う意義」

② 二次審査（プレゼン）

書類審査を通過したプロジェクトを対象に選考会を行います（現時点では対面とオンラインのハイブリッド形式で非公開での実施を予定）。選考会では主に、プロジェクトのプレゼンテーション及びそれに対する質疑応答を行います。

一次審査会通過者は出席必須です。選考基準は一次審査と同様です。

(4) 事業スケジュール

① 募集期間：令和 8 年 9 月 10 日（木）～令和 8 年 10 月 9 日（金）17 時 30 分

▼ガバメントピッチ開催 令和 8 年 9 月 29 日（火）15 時 00 分

会場：渋沢 MIX

市担当課が抱える行政課題・地域課題の詳細を説明します。

※参加は任意ですが、提案内容の検討にあたり積極的な参加を推奨します。

※イベントへの参加は審査には影響しません。

✓ 参加意向表明登録期限 令和 8 年 10 月 2 日（金）17 時 30 分

✓ 事業提案書提出期限 令和 8 年 10 月 9 日（金）17 時 30 分

② 面談：令和 8 年 10 月 1 日（木）～令和 8 年 10 月 30 日（金）

③ 審査期間：令和 8 年 10 月上旬～11 月上旬

✓ 一次審査結果通知：令和 8 年 10 月下旬

✓ 二次審査会：令和 8 年 11 月上旬

④ 採択件数：3 件

⑤ 実証実験期間：令和 8 年 11 月中旬から令和 9 年 2 月末まで

※審査期間における各種スケジュールは変更となる可能性があります。変更となった場合は、メール等により随時通知します。

## ６．支援内容

採択された事業者に対しては、以下の支援を行います。

(1) 実証実験支援金

経費支援として 1 社あたり最大 50 万円を交付します。

対象経費：旅費、設備備品費、消耗品費、謝金、外部委託費、通信運搬費、広報活動費、賃借料・使用料、原材料費、人件費、その他実証実験の実施に要する経費

対象期間：原則として、交付決定日から令和 9 年 2 月 28 日まで

(2) 伴走支援

実証実験の実施にあたり、さいたま市及び事務局が次の支援を行います。

・関係部署との調整支援

・実証フィールドの調整支援

・実証実験計画のブラッシュアップ支援
・PR・情報発信支援
・実証結果の整理及び事業化に向けた助言

6．問い合わせ先

さいたま市スタートアップ実証実験支援業務 事務局（有限責任監査法人トーマツ）
E-mail　saitamacity-startupsupport@tohmatsu.co.jp